

様式 53

精神科救急入院料・精神科急性期治療病棟入院料・精神科救急・合併症入院料の施設基準に係る届出書添付書類

	新規患者（措置入院患者、鑑定入院患者及び医療観察法入院患者を含む）の延べ入院日数 ②	新規患者（措置入院患者、鑑定入院患者及び医療観察法入院患者を含む）以外の当該病棟患者の延べ入院日数 ③
年 月 ①	日	日
②／(②＋③)＝ (ア)		
3月前の延べ新規患者数（措置入院患者、鑑定入院患者及び医療観察法入院患者を除く）⑤		
年 月 ④	名	
上記の患者のうち、3月以内に退院し在宅へ移行※した患者数 ⑥		
名		
⑥／⑤＝ (イ)		

※ 在宅へ移行とは、退院のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設に入所した場合を除いたものをいう（ただし、死亡退院および退院後に医科点数表第1章第2部通則5の規定により入院期間が通算される入院した場合は除く。）。

[記載上の注意]

- ③には、当該病棟患者の延べ入院日数から②の延べ入院日数を引いた日数を記入する。
- ④には、①の3月前の年月を記入する。例えば①が平成18年7月であれば、④は平成18年4月となる。平成18年4月の延べ新規患者数（措置入院患者、鑑定入院患者及び医療観察法入院患者を除く。）を⑤に記入し、そのうち3月以内に退院し在宅へ移行した患者数を⑥に記入する。
- 当該病棟は以下の条件を満たしていることが必要である。
(ア) ≥ 0.4
- 当該病棟は以下の条件を満たしていることが必要である。
 - 精神科救急入院料1、精神科急性期治療病棟入院料（精神科急性期医師配置加算を算定する病棟に限る）
(イ) ≥ 0.6
 - 精神科救急入院料2、精神科急性期治療病棟入院料（精神科急性期医師配置加算を算定する病棟を除く）、精神科救急・合併症入院料
(イ) ≥ 0.4
- 当該届出に係る病棟について、様式9を記載し添付すること。
- 入院基本料の届出書の写しを添付すること。